

芦別市市営住宅入居申込要領

芦別市営住宅管理センター

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することを目的に国と市が協力して建設した市民全体の財産です。

このため、市営住宅に申し込む場合には、公営住宅法・芦別市市営住宅等管理条例などに定められている入居者の資格条件等を満たしていなければなりません。

1. 公募する住宅の概要

別紙**指定団地一覧表**のとおり

2. 申込受付

公募（広報あしべつに掲載）にて**受付け**ます《**土・日曜日・祝祭日**は除く》。ただし、**郵送**によるものは受付けできません。

3. 申込場所

芦別市営住宅管理センター 芦別市役所別館（旧 消防庁舎）

4. 入居申込者の資格

(1) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
当分の間、特例として現に同居し、または同居しようとする親族がいない場合においても入居できます。

(2) **入居者全員の収入金額**が、条例で定める収入金額以下であること。

高齢者・障害者・未就学児童がいる世帯の**収入基準額**は **21万4千円**

一般世帯の収入基準額は **15万8千円**

収入のある方それぞれの所得金額を算出し、合計した所得金額を次の計算式に当てはめて計算したものが収入金額になります。《入居者全員の収入が合算されます。》

$$\begin{array}{rcccl} \text{算出した} & & \text{同居親族控除+} & & \text{その他控除額} \\ & - & & - & = & \text{収入金額} \\ \text{合計所得金額} & & \text{別居扶養控除} & & \text{(対象者がいる場合)} \\ & & \text{12ヶ月} & & \end{array}$$

(3) 現に住宅に困窮していることがあきらかな者であること。

(4) **市町村税**を**滞納**していないこと。

(5) **暴力団員**による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する**暴力団員**でない方。

5. 控除について

控除には、次の種類があります。

(1) 同居親族控除

市営住宅に入居しようとする同居親族がいる場合 1 人につき **38** 万円。

(2) 別居扶養控除

同居親族以外の**所得税法上**の扶養親族がいる場合 1 人につき **38** 万円。

(3) 老人控除対象配偶者控除・老人扶養親族控除

世帯の中に**満70歳以上**の老人控除配偶者または老人扶養親族がいる場合 1 人につき **10** 万円。

(4) 特定扶養親族控除

世帯の中に年齢が**16歳以上23歳未満**の扶養親族がいる場合 1 人につき **25** 万円。

(5) 障害者控除

申込者または(1) 及び (2) に掲げる者に障害者がいる場合 1 人につき **27** 万円。

《その者が**特別障害者**である場合は **40** 万円》

- ◇ **障害者**とは、身体障害者福祉法の**身体障害者手帳**の交付を受けている者等で、**1級**または**2級**の方は**特別障害者**となります。

(6) 寡婦（夫）控除

申込者または(1) に掲げる者に寡婦（夫）がいる場合 1 人につき **27** 万円。

《その者の**所得金額**が **27** 万円**以下**の場合は**当該所得金額**》

- ◇ **寡婦**とは次のいずれかに該当した方《ただし、**申込本人**あるいは**同居親族**であること》

(1) 夫と**死別・離婚**した後婚姻をしていない方または夫の**生死が明らかでない**方で、扶養控除の規定の適用を受ける扶養親族または生計を同一にする子《他の所得者の**控除対象配偶者**または**扶養親族**とされている方を除く》のいる方で、その子の各種の**所得金額**の合計額が **38** 万円**以下**である子を有する方。

(2) 夫と**死別**した後婚姻をしていない方または夫の**生死が明らかでない**方で、**合計所得金額**が **500** 万円**以下**の方。

- ◇ **寡夫**とは次に該当する方《ただし、**申込本人**あるいは**同居親族**であること》

妻と**死別・離婚**した後婚姻をしていない方または妻の**生死が明らかでない**方で、生計を同一にする子《他の所得者の**控除対象配偶者**または**扶養親族**とされている方を除く》のいる方で、その子の各種の**所得金額**の合計金額が **38** 万円**以下**である子を有し、**合計所得金額**が **500** 万円**以下**の方。

6. 申込に必要な書類

次のものをそろえて申してください。

- (1) **市営住宅入居申込書** 1通
- (2) **世帯全員の住民票**または同居しようとする親族《婚姻者も含む》の**世帯全員の住民票**を添付してください。《入居しない方の分も含み、本籍地・筆頭者が記載されているもの》
- (3) **納税証明書**または**完納証明書** 《市外から申込される方で20歳以上の方全員》
- (4) **給与証明**について
市町村長の発行する**所得証明書**《直近のもの》を添付してください。
ただし、**1月から5月末日**までの申込にあたっては**源泉徴収票**も添付してください。
ア 入居予定者のうち**収入のある方**すべての分が必要です。《年金受給者も含む》
イ **給与総額**は、**前年1月から12月**までの1年間、税の対象となるすべての収入《賞与・燃料手当・時間外手当等を含む》です。
なお、この期間に**勤務先が変わった方**は、現在勤務している所から給与支給明細書をもらってください。《就職予定者を含む》
ウ 前年中に、**退職**または今後**退職予定**の方は**退職証明書**等を持参してください。
エ **雇用保険受給者**は、**雇用保険受給者資格者証**を持参してください。
オ **年金受給者**は、受給しているすべての年金の証書及び**支払通知書**《はがき・新しいものに限る》を持参してください。
カ **生活保護受給者**は、福祉事務所が発行する生活保護受給者証明書を持参してください。
- (5) **障がい者**の場合は、それを証明する**書類**《身体障害者手帳等》を持参してください。
- (6) **個人番号通知カード**（**入居申込される世帯全員の分**が必要です）
- (7) その他、**必要に応じて他の書類の提出を**求めることがあります。

7. 入居申込書記入上の注意

- (1) **※印欄**は記入しないでください。
- (2) 住宅の**困窮状況の欄**は、該当する項目に〇印をつけ、必要に応じて書きいれてください。

8. 登録の方法

- (1) **実態調査及び審査**をいたします。
- (2) 受付けした分は、指定した団地ごとに**随時登録**します。
- (3) 登録の有効期限はありません。ただし、登録中に**4の資格**を失った方は、その**登録が無効**となりますので注意してください。

なお、入居予定者の家族の増・減及び収入の変動があった場合は**速やかに**ご連絡ください。

9. 入居に関する諸条件

- (1) **敷金**として、**家賃の2か月分**を入居手続きをするときに**納付**していただきます。敷金は、退去するときに還付します。ただし、**未納家賃**があるときは**敷金から差引**きます。敷金に**利子**はつきません。
家賃は、毎月25日が納付期限です。《**25日**が**土・日**になるときは**翌日**または**翌々日**です》
- (2) 入居する際に**連帯保証人**の連署する**請書**と**印鑑登録証明書**を提出していただきます。
- (3) **浴室スペースのガス釜**及び**浴槽**は、**リース契約**となります。《一部の団地を除く》
- (4) 入居後、毎年**収入調査**をします。**収入超過者**となった場合には、住宅を明け渡すように努めなければならない義務が負わされます。
高額所得者となった場合には、住宅の明け渡しを請求する場合があります。
- (5) 市営住宅は**共同住宅**ですから、共通に使用する電灯使用料等は自治会単位で**徴収・管理**することとなります。
- (6) 団地内で**犬・猫等の動物**は飼育できません。
- (7) 団地敷地内の**除排雪・草刈り**及び**清掃**は**入居者**が行うこととなっております。
- (8) 一部の団地を除き、**駐車場**は**1台分**使用できますが、**2台以上**の**駐車**はできません。
- (9) 各戸の**駐車場の除排雪・草刈り**及び**清掃**は**使用者**が行うこととなっております。
- (10) **駐車場**及び団地内の敷地に**車庫・物置**等は建てられません。

10. 問 い 合 せ 先

〒075-0011

芦別市北1条東1丁目3番地

芦別市営住宅管理センター 芦別市役所別館

TEL (0124) 27-7250

市営住宅の家賃・敷金に対して減免が適用されます

家賃及び敷金減免の基準

減免の対象となる者の収入その他の状況	減免後の月額家賃	減免後の敷金
1 条例16条第1項第1号に該当する場合		
(1) 生活保護法《昭和25年法律第144号》による保護を受けている場合	生活保護法による住宅扶助基準月額	生活保護法による住宅扶助基準月額の2か月分
(2) 収入が生活保護法に基づく保護基準額《以下『基準額』という》に100分の100を乗じて得た額以下の場合	月額家賃の3割に相当する額を減免した額とする。ただし減免額の月額家賃が5,000円以下の場合は5,000円とする。	月額家賃2か月分の3割に相当する額を減免した額とする。
(3) 収入が基準額に100分の100を乗じて得た額を超え、基準額に100分の110を乗じて得た額以下の場合	月額家賃の2割に相当する額を減免した額とする。ただし減免額の月額家賃が5,000円以下の場合は5,000円とする。	月額家賃2か月分の2割に相当する額を減免した額とする。
(4) 収入が基準額に100分の110を乗じて得た額を超え、基準額に100分の120を乗じて得た額以下の場合	月額家賃の1割に相当する額を減免した額とする。ただし減免額の月額家賃が5,000円以下の場合は5,000円とする。	月額家賃2か月分の1割に相当する額を減免した額とする。
2 条例第16条第1項第2号に該当する場合、入居者又は同居の親族が疾病にかかり、長期にわたり療養を要すると市長が認める場合	市長が療養に要すると認定した費用額を収入から控除した額を収入とみなし、上記1の(2)・(3)又は(4)の場合に準じて減免した額とする。ただし、減免後の月額家賃が5,000円以下の場合は5,000円とする。	月額家賃2か月分から家賃減免で算出された割合に相当する額を減免した額とする。
3 条例第16条第1項第3号に該当する場合、入居者が災害により容易に回復しがたい損害を受けたと市長が認める場合	市長が認定した損害額を収入から控除した額を収入とみなし、上記1の(2)・(3)又は(4)の場合に準じて減免した額とする。ただし、減免後の月額家賃が5,000円以下の場合は5,000円とする。	月額家賃2か月分から家賃減免で算出された割合に相当する額を減免した額とする。
4 条例第16条第1項第4号に該当する場合、その他上記の1から3までに準ずる特別の事情がある場合	上記1から3までの基準額にかかわらず、市長が別に定める額	上記1から3までの基準額にかかわらず、市長が別に定める額

備考

(1) 『収入』とは、入居者・同居者等を含めた世帯の収入をいう。

(2) 月額家賃が5,000円未満の者については、上記1から3までに掲げる減免基準額にかかわらず、減免の対象としない。

(3) 減免後の月額家賃及び敷金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。